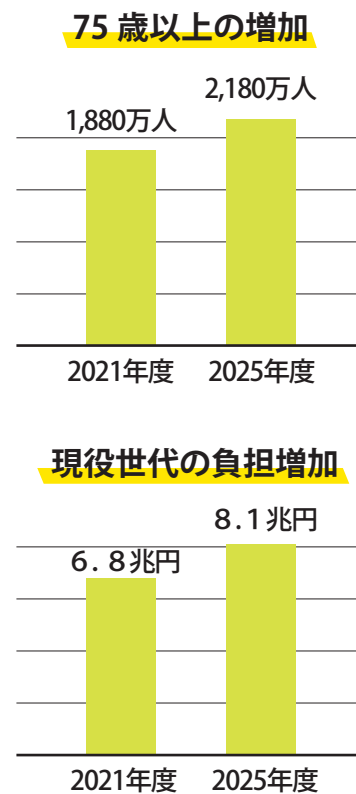


なぜ見直しが必要なの？

POINT 01 2022年度以降は団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。

POINT 02 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代（子や孫）の負担となっており、今後も負担が増加していく見通しです。

POINT 03 現役世代の負担を抑えて、保険制度を未来につないでいくためのものです。



3年間は配慮措置があります

2割負担となる方について、2025年9月30日までは1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う**負担増加額を3,000円までに抑えます**。差額は高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座に後日払い戻します。 ※入院の医療費は対象外

お問い合わせ先

窓口負担割合について

鹿児島県後期高齢者医療広域連合 ☎ 099-206-1329
さつま町役場 保健福祉課保険係 ☎ 0996-53-1111（内線2133）

制度改正の背景について

厚生労働省コールセンター ☎ 0120-002-719



厚生労働省
ホームページ

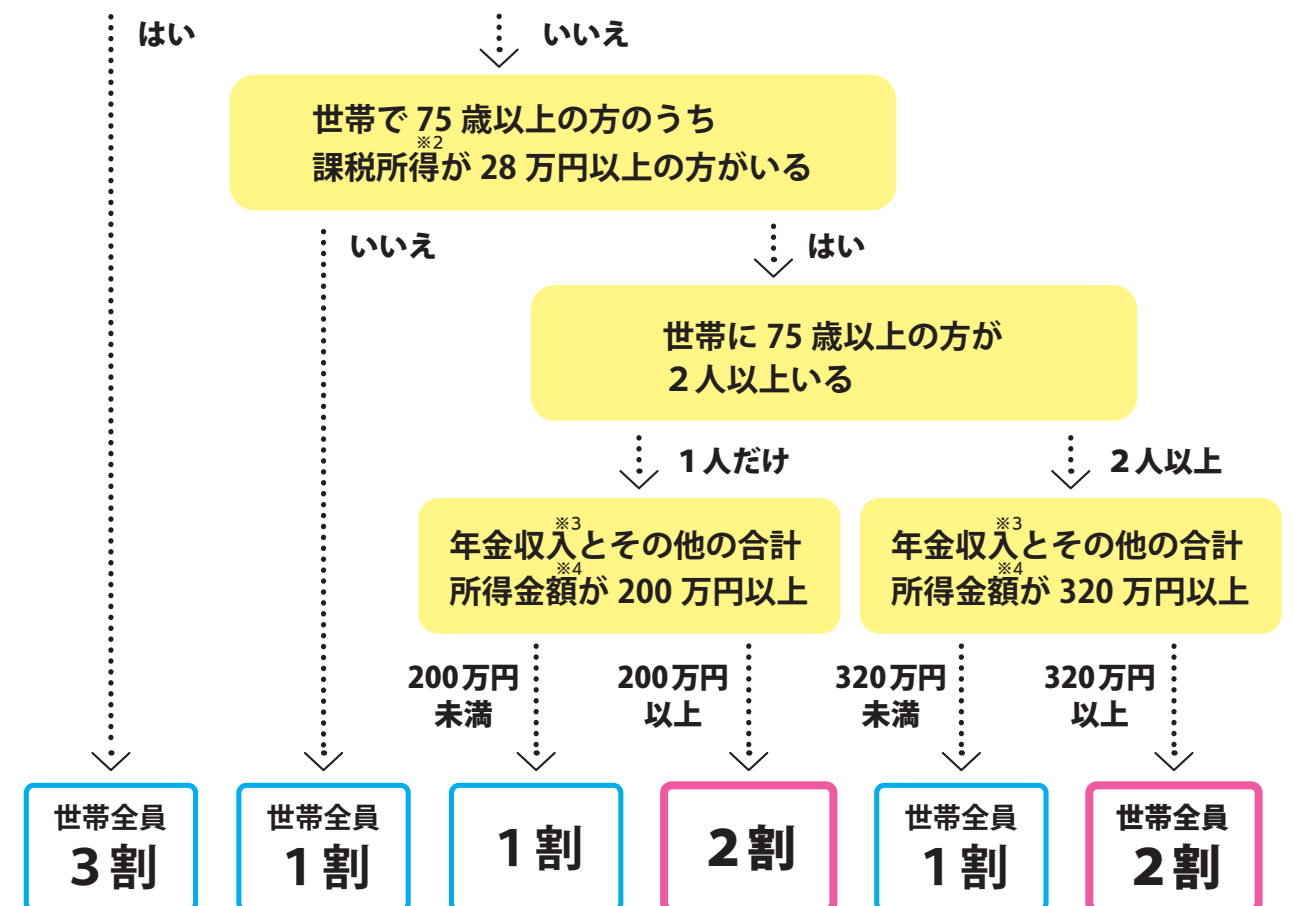
一定所得以上の75歳以上の方など 窓口負担割合が変わります

CHECK

- 2022年10月1日から、後期高齢者医療保険の被保険者で一定以上の所得がある方は、現役並み所得者を除いて、医療費の窓口負担割合が**2割**になります。
- 被保険者全員に、7月と9月に保険証が送付されます。
 - 7月送付分の保険証の有効期間：令和4年8月～令和4年9月
 - 9月送付分の保険証の有効期間：令和4年10月～令和5年7月

負担割合の判定方法

現役並み所得者に該当する



※1 課税所得が145万円以上の方です。

※2 収入から必要経費などを除いた「所得」から、基礎控除や配偶者控除などの所得控除の合計を引いた金額です。

※3 年金収入には遺族年金や障害年金は含みません。

※4 事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額です。